



平成30年1月31日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 坂田 信喜

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年12月分)について

平成29年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年12月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成29年12月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが88件、平成28年度が42件、平成27年度が16件、平成26年度が5件、平成25年度以前が167件、合計318件(市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた35件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な283件について、一覧で事象をお示ししています。

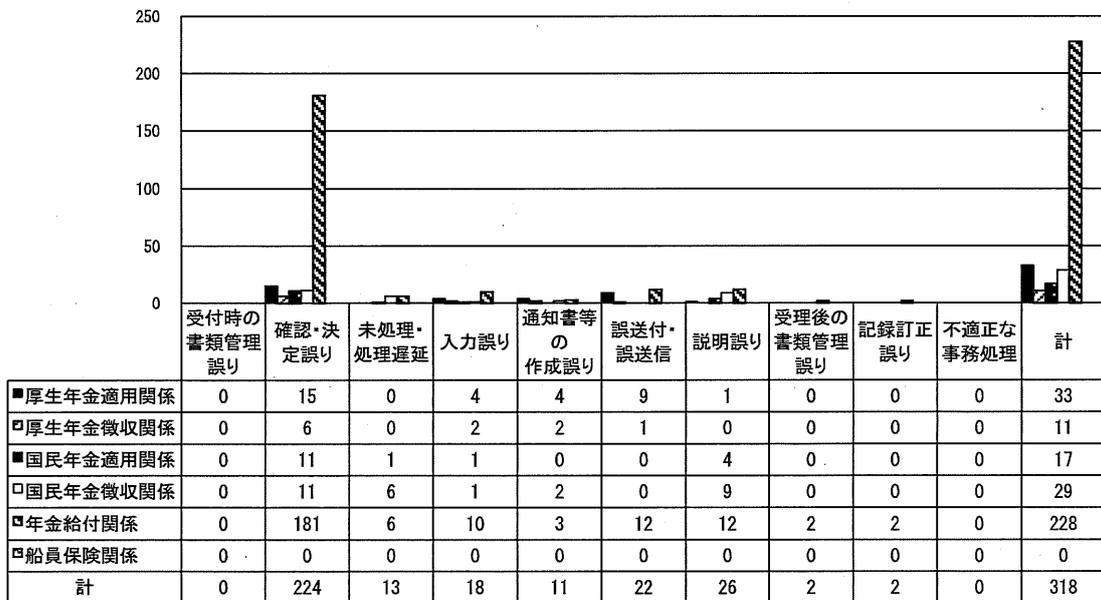
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	141(1)	6	3	5(1)	4	4(1)	4	5(1)	16(4)	42(11)	88(27)	318(46)
割合	44.3%	1.8%	0.9%	1.6%	1.3%	1.3%	1.3%	1.6%	5.0%	13.2%	27.7%	100.0%

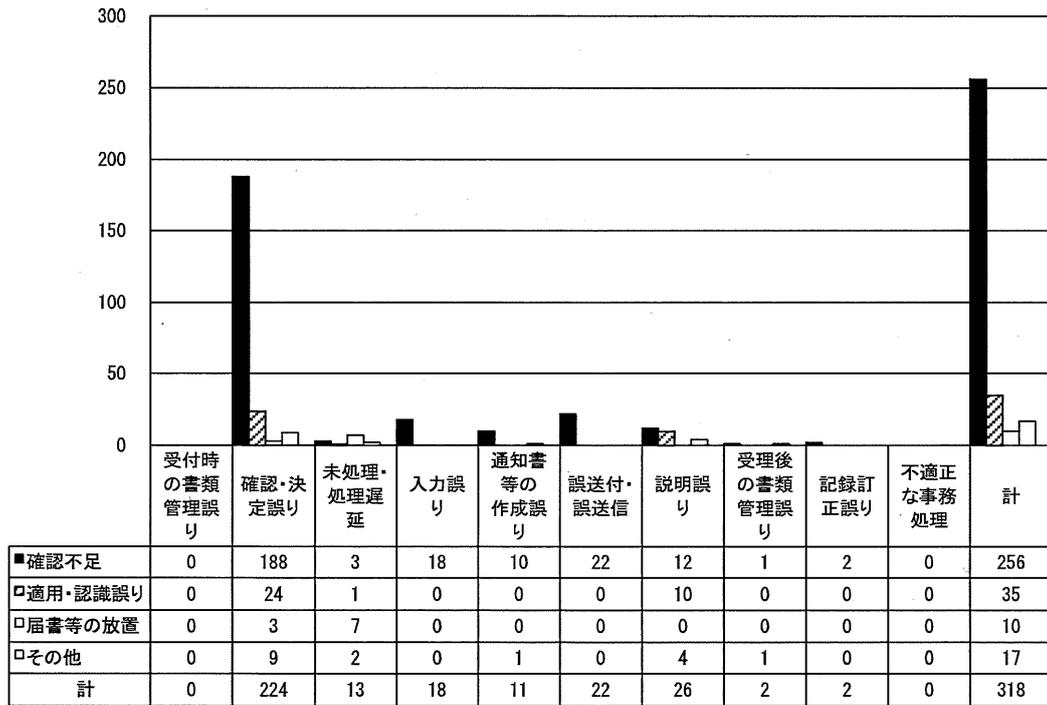
← 社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

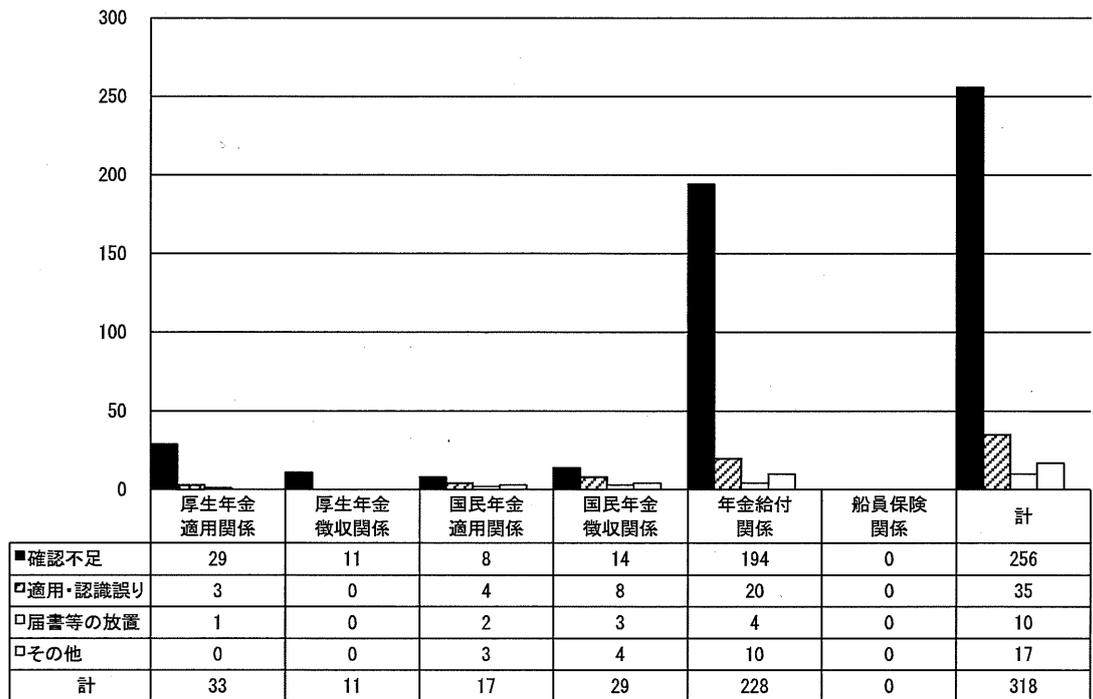
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



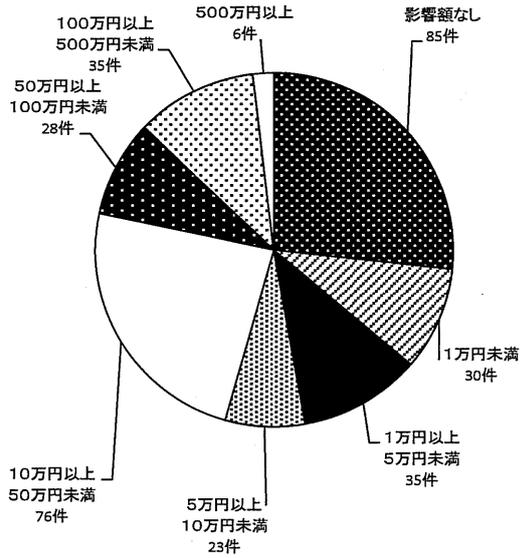
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

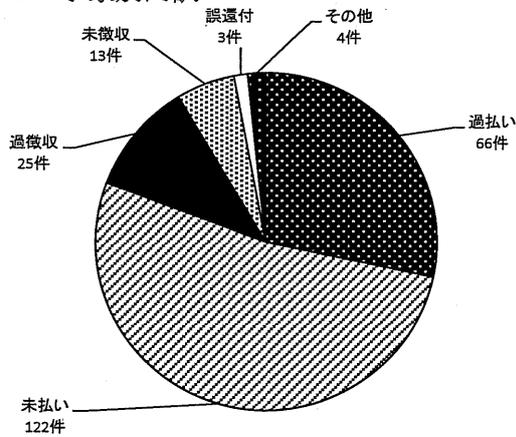


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし		21	5	6	13	40	0	85
1万円未満		2	2	5	8	13	0	30
1万円以上 5万円未満		2	1	2	4	26	0	35
5万円以上 10万円未満		0	0	1	0	22	0	23
10万円以上 50万円未満		6	1	3	4	62	0	76
50万円以上 100万円未満		0	1	0	0	27	0	28
100万円以上 500万円未満		2	0	0	0	33	0	35
500万円以上		0	1	0	0	5	0	6
計		33	11	17	29	228	0	318

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	66件	44,204,265	669,761
未払い	122件	105,210,113	862,377
過徴収	25件	1,512,813	60,512
未徴収	13件	2,710,601	208,507
誤還付	3件	6,015,066	2,005,022
その他	4件	7,867,846	1,966,961
計	233件	167,520,704	718,972

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と過払い	1件	1,085,332
過徴収と未払い	1件	498,172
未払いと過払い	2件	6,284,342

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	229件	72.0%
外部	89件	28.0%
計	318件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2007年4月1日	旧法に準じて年金額が計算された退職共済年金と遺族厚生年金を併給している場合の併給調整誤り	47名	その他	81,051,733

Ⅲ 振替加算に係る対応状況

振替加算の加算漏れとして平成29年9月13日に公表した105,963人の1月31日時点における対応状況は以下のとおりです。

- ・支払いが完了した者 104,473人 (598億円)
- ・支払いが完了していない者 1,490人 (※)

※支払いが完了していない者は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられていて振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認が出来次第順次お支払いを行ってまいります。

○日本年金機構の平成29年12月分の事務処理誤り一覧(1～32ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～32
2. 厚生年金徴収関係	5P	整理番号 33～37
3. 国民年金適用関係	6P	整理番号 38～53
4. 国民年金徴収関係	8P	整理番号 54～76
5. 年金給付関係	11P	整理番号 77～283

○システム事故等一覧(32ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2015年 3月11日	2016年 1月28日	○担当部署において年金記録を確認したところ、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			青森	事務センター	2017年 8月18日	2017年 10月6日	○担当部署において年金記録を確認したところ、障害認定に伴う健康保険資格喪失処理を行う際に確認が不足し、厚生年金保険被保険者としての資格取得処理がもれたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、資格喪失届の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	20,130
3		入力誤り	秋田	事務センター	2017年 9月28日	2017年 10月17日	○担当部署において年金記録を確認したところ、委託業者が資格取得届について資格取得年月日を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過徴収	110,472
4	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2016年 8月19日	2017年 6月8日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額を誤って決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	1,447,659
5			兵庫	事務センター	2016年 9月1日	2017年 8月17日	○他の年金事務所から連絡があり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、誤った標準報酬月額で決定したため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	1,085,332
6			宮城	仙台広域 事務センター	2015年 9月30日	2016年 7月29日	○事業所から問合せがあり、月額変更届が不該当となった際に算定基礎届の処理を行うべきところ、確認が不足し、処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、月額変更届が非該当となった場合の算定基礎届の処理を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	過徴収	145,351
7		入力誤り	東京	江東	2006年 8月18日	2014年 3月28日	○担当部署において年金記録を確認したところ、算定基礎届について報酬月額の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	38,695
8	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	2015年 8月11日	2017年 9月28日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届について、事業所が誤った被保険者番号を記載していたが、補正を行わなかったため処理ができず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	117,078
9			神奈川	事務センター	2017年 8月4日	2017年 10月3日	○事業所から問合せがあり、委託業者の賞与支払届の管理不足により、処理が遅れていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	賞与支払届の誤り	入力誤り	東京	江東	2005年 8月3日	2014年 3月28日	○担当部署において年金記録を確認したところ、賞与支払届について賞与額の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	1,022
11	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2016年 12月14日	2016年 12月27日	○事業所から問合せがあり、委託業者が被扶養者(異動)届の処理を行う際に確認が不足し、入力エラーとなった届書を機構職員へ返却すべきところ、誤って処理済みとしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	なし	0
12			滋賀	事務センター	2017年 9月5日	2017年 9月21日	○事業所から問合せがあり、被扶養者(異動)届の審査時に確認が不足し、被扶養者の資格がない者について添付書類の案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
13	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	兵庫	三宮	2017年 4月6日	2017年 6月23日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者該当届について標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,412
14	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福岡	博多	2017年 1月頃	2017年 7月11日	○担当部署において二以上事業所勤務被保険者にかかる事務処理を確認したところ、月額変更届について処理手順を誤り、記録が正しく登録されなかったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる事務処理手順を再確認するとともに、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,820
15		説明誤り	愛知	名古屋西	2017年 3月15日	2017年 6月8日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料の納付方法について説明が不足し、納付書で納付が必要な保険料について事業所側では口座振替されていると認識していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料の納付方法の説明を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 8月31日	2017年 10月7日	○担当部署において確認したところ、委託業者の厚生年金適用関係届書の管理不足により、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当部署において届書の処理を行い、事業所あてに通知書とお詫びの文書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	71事業所	なし	0
17			山形	鶴岡	2017年 9月5日	2017年 10月19日	○事務センターから連絡があり、全国健康保険協会管掌健康保険の加入者は国民健康保険組合への切替ができないにもかかわらず、誤って健康保険適用除外承認申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、健康保険適用除外の取扱いについて再確認し、手順を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
18	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2016年 10月14日	2017年 9月27日	○厚生年金基金から問合せがあり、基金の脱退処理を行う際に確認が不足し、厚生年金基金削除年月日を誤って処理したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、解散した厚生年金基金加入事業所にかかる処理を行う際は、厚生年金基金削除年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 26名	未徴収	281,820

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2016年 9月30日	2017年 10月6日	○他の年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で年金手帳再交付申請書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金手帳を回収し、正しい年金手帳を交付しました。 ●担当部署において、年金手帳再発行時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
20	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	越谷	2017年 8月25日	2017年 8月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、既に事業所調査済みの事業所に対し、確認不足により、誤って調査の実施通知を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、調査対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。	19事業所	なし	0
21			千葉	千葉	2016年 8月5日	2016年 8月8日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険標準賞与額決定通知書について、被保険者の生年月日を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
22			滋賀	草津	2017年 10月2日	2017年 10月6日	○担当部署で届書を審査していたところ、届書に受付印の日付を誤って押し、届書控えをお渡ししていたことが判明しました。 ●担当部署において、社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書へ受付印を押印する前の日付の確認を徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
23			広島	広島東	2017年 7月18日	2017年 10月10日	○事業所から問合せがあり、法人番号等の届出勸奨文書について、文書作成時の確認が不足し、事務所の電話番号を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当部署においてそれぞれの事業所にお詫び及び正しい電話番号を記載した訂正文書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	33事業所	なし	0
24			厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 7月11日	2017年 7月13日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被保険者適用除外承認申請書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被保険者適用除外承認申請書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名
25	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2017年 7月27日	2017年 7月31日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
26			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 4月13日	2017年 9月6日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	秋田	事務センター	2017年 8月31日	2017年 9月6日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
28			新潟	事務センター	2017年 10月19日	2017年 10月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金保険資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金保険資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
29			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 6月頃	2017年 7月4日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
30			東京	千代田	2017年 9月4日	2017年 9月6日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	なし	0
31			秋田	事務センター	2017年 10月27日	2017年 10月31日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」と年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」と年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	なし	0
32			東京	品川	2017年 10月3日	2017年 10月10日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険被保険者適用除外承認証を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被保険者適用除外承認証を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2016年 10月7日	2016年 10月24日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料額を誤って作成した保険料登録票に基づき保険料登録処理を行ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料登録処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	2,626
34		入力誤り	愛知	熱田	1989年 5月頃	2015年 10月19日	○担当部署において二以上事業所勤務者にかかる保険料の確認を行っていたところ、保険料の登録処理時に保険料額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	47,302
35	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2017年 9月15日	2017年 9月19日	○担当部署において確認したところ、差押さえ事務にかかるスケジュールの確認不足により、差押債権受入金の充当処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、充当処理を行いました。 ●担当部署において、保険料充当処理に係るスケジュール管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
36			本部	事業推進統括部	2017年 9月6日	2017年 9月13日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が納入告知書の引抜き処理を行う際に確認が不足し、一部の事業所について処理がもれたため、納入告知書が別送先へ送付されず、登録住所地へ送付されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、納入告知書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、引抜き作業時の確認を徹底するよう指導しました。	867 事業所	なし	0
37	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	東京	文京	2017年 10月10日	2017年 10月12日	○事業所から問合せがあり、過誤納額還付通知書の作成時に確認が不足し、誤った対象者氏名で通知書を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2017年 8月21日	2017年 10月5日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、市区町村からの国民年金資格取得届等の届出報告がもれていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届出報告の内容に基づき処理を行いました。 ●市区町村に対して、国民年金資格取得届等の届出報告の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
39			京都	京都南	2000年 7月4日	2016年 12月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際に、誤った資格取得年月日を登録したため、国民年金保険料免除申請が行えない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40		入力誤り	大阪	豊中	2015年 5月12日	2016年 7月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理時に住所登録を誤ったため納付書がお手元に届かず、正しい前納保険料の納付となっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、住所の入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,090
41		説明誤り	北海道	旭川	2016年 7月19日	2016年 8月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届受付時における市区町村の確認不足により、前納による国民年金保険料の納付を希望されていたにもかかわらず、前納が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対して、国民年金保険料前納の意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	30
42	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	2015年 9月8日	2015年 10月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格喪失届を処理する際に、処理手順を誤ったため、資格喪失後も口座振替が継続し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金資格喪失届の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,590
43	国民年金被保険者種別変更届の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	1987年 3月31日	2016年 6月8日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金種別変更届の種別変更年月日を誤ったため、国民年金保険料を納付できない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、国民年金保険料を納付いただきました。 ●担当部署において、国民年金種別変更届を処理する際の種別変更年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	7,100
44		説明誤り	栃木	栃木	2016年 5月14日	2016年 6月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者種別変更(1号該当)届について、誤った提出方法を案内したため、前納による国民年金保険料の納付を希望されていたにもかかわらず、前納が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料前納の意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	540
45	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1970年 2月18日	2017年 4月14日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	新潟	柏崎	2013年 9月20日	2017年 9月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書在处理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書在处理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	182,190
47			三重	伊勢	2012年 10月10日	2017年 9月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書在处理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書在处理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	131,000
48			説明誤り	神奈川	藤沢	2016年 9月26日	2016年 10月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書受付時の説明不足により、前納による国民年金保険料の納付を希望されていたにもかかわらず、前納を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書受付時の国民年金保険料前納についての説明を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収
49	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2017年 1月14日	2017年 5月31日	○お客様から問合せがあり、市区町村が誤った基礎年金番号で住所変更届を提出し、機構において処理していたことが判明しました。 ●市区町村担当が双方のお客様にお詫びの上説明し、正しい住所に訂正しました。 ●市区町村に対して、本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
50	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2015年 7月13日	2016年 5月20日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金任意加入申出書について、資格期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、前納が出来ず、通常の保険料額で納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書在处理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	8,230
51			沖縄	那覇	2015年 6月24日	2017年 5月15日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足したため、受給に必要な納付月数を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	188,420
52			香川	高松東	1979年 7月頃	2017年 7月14日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
53			東京	葛飾	2009年 11月24日	2017年 9月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者に該当する期間に必要な案内をせず、国民年金第3号被保険者としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	国民年金保険料追納 申込書の誤り	説明誤り	東京	中央	2008年 2月26日	2014年 5月13日	○お客様から問合せがあり、担当者による追納可能期間の確認が不足し、案内した期間以前に追納されてない期間があったため、納付順序の誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過誤納となった保険料を還付し再度追納の申込をしていただきました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	162,960
55	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	沖縄	事務センター	2017年 7月20日	2017年 8月3日	○他の年金事務所から連絡があり、後納保険料について納付可能期限までに処理を行わなかったため、保険料納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付可能期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,610
56	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	新潟	上越	1969年 8月頃	2016年 6月29日	○お客様から問合せがあり、法定免除期間を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました	1名	なし	0
57			香川	高松広域 事務センター	2017年 8月15日	2017年 9月28日	○担当部署で確認を行ったところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を返戻する際、成年後見人宛に送付すべきところ、本人宛に送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書返戻時の返戻先の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	説明誤り	高知	南国	2016年 12月14日	2017年 2月8日	○お客様から問合せがあり、市町村が国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際、免除申請却下された場合、前納をしておかないと通常金額での保険料のお支払いになることの案内を漏らしたため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市町村に対して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際、免除が却下された場合の納付についての案内を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	110
59			和歌山	田辺	2016年 8月10日	2017年 2月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際、免除申請承認時に国民年金基金も資格喪失となる旨の案内を漏らしたため、お客様が希望しない形で国民年金基金が資格喪失になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、国民年金基金に対して通知しました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の国民年金基金の加入の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2017年 1月25日	2017年 3月15日	○担当部署で確認を行ったところ、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を処理する際、誤った法定免除期間を入力したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料を再度納付していただきました。 ●担当部署において、免除審査時における確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	40,130
61			東京	足立	2002年 4月10日	2017年 6月6日	○お客様から問合せがあり、法定免除に該当しない期間について確認不足により法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
62	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1995年 4月頃	2017年 7月24日	○お客様から問合せがあり、誤った免除区分で国民年金保険料免除理由該当・消滅届を受付し、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
63	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	2017年 5月15日	2017年 6月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替(変更)申出書において、誤った処理をしたため、口座振替されず、割引納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替(変更)申出書の事務処理手順を再確認しました。	1名	過徴収	50
64		入力誤り	千葉	幕張	2016年 6月29日	2016年 8月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替(変更)申出書の処理時に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による割引納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替(変更)申出書の入力時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	100
65		説明誤り	埼玉	大宮	2017年 3月20日	2017年 5月1日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を受付する際、振替金額を誤って説明したため口座振替が行われず、前納額による保険料納付が行えていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市町村に対して、口座振替される金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,220
66			愛知	中村	2017年 2月頃	2017年 3月1日	○お客様から問合せがあり、誤った国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出方法を案内したため、2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	378,320
67	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2015年 7月30日	2017年 5月29日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付(変更)申出書の処理時の確認が不足し、クレジットカードによる前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付(変更)申出書にかかる前納の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	194,370
68	国民年金被保険者関係報告書の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2015年 3月24日	2015年 4月17日	○手続き時における市町村の確認不足により、前納による国民年金保険料の納付を希望されていたにもかかわらず、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、国民年金保険料前納の意思確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,650
69	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	兵庫	事務センター	2017年 9月25日	2017年 10月2日	○お客様から問合せがあり、特定付加保険料納付書について、誤った氏名で封筒を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、封筒作成時の氏名の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
70			愛知	中村	2016年 6月28日	2016年 8月31日	○お客様から問合せがあり、誤った納付状況が記載された特別催告状を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様に訪問及び文書にてお詫びしました。 ●担当部署において、特別催告状作成時における納付状況の確認を徹底するよう周知しました。	10名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
71	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	石川	金沢広域事務センター	2014年 6月2日	2016年 5月17日	○他の年金事務所から連絡があり、還付処理票等の進捗を確認したところ、国民年金保険料の還付の案内が行われていないものがあることが判明しました。 ●担当部署で処理を行い、お客様にお詫び文書を送付し還付の手続きをご案内しました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	100名	なし	0
72			千葉	幕張	2016年 3月28日	2017年 7月24日	○担当部署で確認を行ったところ、国民年金還付請求書について、処理が行われていないものがあることが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明し、未払いの還付金をお支払いしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	50
73			大阪	淀川	2017年 2月27日	2017年 9月1日	○お客様から問合せがあり、市区町村に届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が機構に提出されていないことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
74			鹿児島	事務センター	2016年 3月24日	2017年 6月29日	○担当部署において、市町村に届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が機構に提出されていないことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●市町村に対して、書類管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
75			神奈川	川崎	2008年 7月13日	2013年 1月8日	○担当部署において人事異動に伴う引継ぎ書類の確認をしたところ、国民年金保険料の継続免除処理が行われていないものがあることが判明しました。 ●担当部署で処理を行い、お客様に結果をお知らせすることとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
76			東京	渋谷	2011年 6月9日	2013年 11月28日		6名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
77	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1986年 4月22日	2016年 11月21日	○事務センターから連絡があり、旧共済法退職年金を受給していることから、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金及び老齢厚生年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,456,476
78			岐阜	大垣	1992年 8月20日	2014年 8月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧共済法退職年金を受給していることから、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金及び老齢厚生年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,039,327
79			埼玉	越谷	1992年 10月20日	2015年 6月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧共済法退職年金を受給していることから、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金及び老齢厚生年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
80			静岡	清水	1974年 6月頃	2015年 3月6日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,437,189
81			東京	足立	1994年 6月11日	2017年 3月9日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件及び国民年金の納付記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82			埼玉	川越	1975年 8月頃	2017年 7月5日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の受付年月日の確認不足から、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83			鳥取	米子	1983年 11月2日	2017年 3月15日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,220
84			愛知	一宮	2008年 10月30日	2015年 3月24日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	199,656
85			青森	事務センター	2017年 6月20日	2017年 10月13日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の請求があった場合は共済組合が支給する老齢年金も合わせてお支払いすることとなるため、老齢年金の請求が行われたことについて共済組合へ連絡すべきところ、共済組合への連絡を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合への連絡を行い、共済組合において老齢年金の決定が行われました。 ●担当部署において、老齢年金請求時に共済組合期間がある場合の共済組合への連絡を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
86			説明誤り	愛知	岡崎	2017年 7月24日	2017年 7月26日	○年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、年金相談の際に、老齢年金の受給権発生年月日を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
87	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	三重	尾鷲	2010年 2月頃	2016年 10月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、厚生年金の記録判明時に老齢厚生年金の請求についてお客様に案内しなかったため、老齢厚生年金が未請求となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時の年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,400
88			福岡	久留米	2017年 8月15日	2017年 9月15日	○お客様から問合せがあり、年金の受給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が本来必要な年金請求の手続きを案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を受付し処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れはありませんでした。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
89			東京	新宿	2015年 1月16日	2016年 7月5日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足から、過去の年金相談の際に、受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	597,912
90			東京	江戸川	2015年 9月10日	2016年 7月1日	○年金請求時の記録確認により、委託社会保険労務士が合算対象期間の確認を誤り、受給要件を満たしており後納保険料の納付の必要がない方に対し、受給要件を満たすために後納保険料の納付が必要と案内していたことが判明しました。お客様は説明に基づき、後納保険料を納付していました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金を支払うとともに過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	その他	498,172
91	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	2017年 9月22日	2017年 10月25日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、加入可能期間を超過していないにもかかわらず厚生年金保険の第四種被保険者期間の一部を誤って削除し保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料を納付していただき、第四種被保険者期間の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間を有する方の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	22,880
92	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	1980年 8月1日	2016年 7月4日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,069,646
93			大分	別府	1985年 3月19日	2017年 5月29日		1名	未払い	2,944,676
94			福岡	久留米	2003年 8月18日	2016年 12月26日		1名	未払い	1,257,239
95			鳥取	米子	1985年 2月頃	2016年 9月2日		1名	未払い	6,826,206
96			秋田	鷹巣	1967年 7月頃	2015年 6月1日		1名	未払い	378,129
97			愛知	昭和	1979年 11月13日	2014年 5月1日		1名	未払い	565,117

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
98	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	2010年 1月7日	2016年 8月25日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	261,174
99			北海道	室蘭	1992年 6月20日	2016年 12月28日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,361,779
100			神奈川	横浜中	1993年 3月16日	2016年 11月17日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	527,028
101			茨城	土浦	1983年 2月2日	2016年 3月18日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	662,441
102			秋田	鷹巣	1983年 8月17日	2017年 3月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,627,103
103			老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	1998年 10月7日	2016年 8月29日	○未支給年金請求時の記録確認により、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名
104	秋田	鷹巣			2003年 8月7日	2016年 8月5日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、旧三共済組合期間の一部の登録を漏らして老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧三共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	400,493
105	長野	伊那			1992年 9月17日	2015年 10月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,162,500
106	静岡	清水			1996年 7月25日	2016年 6月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	107,169
107	神奈川	相模原			2010年 10月28日	2014年 10月27日	○担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,998

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
108	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2009年 11月4日	2017年 8月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	606,541
109			宮崎	延岡	1989年 11月22日	2016年 10月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,955,668
110			東京	八王子	1987年 7月9日	2016年 10月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,663,469
111			北海道	小樽	2013年 11月20日	2015年 10月13日	○担当部署において確認したところ、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	405,399
112			北海道	札幌北	1988年 9月20日	2016年 9月29日	○担当部署において確認したところ、旧令共済組合記録の登録を誤り通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	358,525
113			福岡	久留米	1985年 6月20日	2015年 11月12日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の登録を誤り通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	254,266
114			神奈川	相模原	1991年 1月20日	2015年 8月20日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い受給権発生日の訂正を行うべきところ、受給権発生日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	2,533,386
115			福岡	八幡	1990年 10月20日	2014年 5月26日	●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	328,330

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
116	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷西	1988年 8月11日	2017年 3月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	15,917	
117			京都	京都西	1998年 4月16日	2016年 4月12日		○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を国民年金の第3号被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	4名	過払い	163,800
118			埼玉	浦和	1996年 12月5日	2016年 5月13日			5名	過払い	519,667
119			福岡	久留米	1997年 12月15日	2016年 5月31日			6名	過払い	500,150
120			山梨	甲府	1998年 12月24日	2016年 6月13日			3名	過払い	98,590
121			大分	大分	1998年 5月14日	2016年 3月23日			6名	過払い	469,433
122			愛知	半田	1997年 2月13日	2016年 5月31日			1名	過払い	81,405
123			神奈川	川崎	1998年 10月29日	2016年 4月15日			1名	過払い	8,610
124			神奈川	鶴見	1998年 8月29日	2016年 2月19日			1名	過払い	102,909
125			静岡	清水	1997年 6月26日	2016年 4月11日			1名	過払い	9,470
126			鳥取	米子	1996年 5月9日	2016年 5月2日			1名	過払い	170,493
127			高知	高知東	1998年 9月17日	2016年 5月31日			1名	過払い	94,068
128			岡山	岡山東	1998年 10月8日	2016年 5月10日			6名	過払い	796,650
129			神奈川	横浜南	1996年 2月8日	2016年 4月1日			2名	過払い	372,068
130			兵庫	東灘	1998年 5月21日	2016年 9月1日			1名	過払い	8,782
131			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 7月20日	2017年 10月20日			○年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間と扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	長野	伊那	2001年 2月8日	2016年 1月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	69,516
133			愛知	昭和	1987年 10月19日	2015年 10月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	602,627
134			北海道	札幌北	1979年 1月24日	2017年 4月20日	○担当部署において確認したところ、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,703,180
135			福岡	小倉南	1976年 7月2日	2016年 12月12日		1名	未払い	244,071
136			大阪	福島	1979年 12月頃	2016年 3月30日		1名	未払い	172,266
137			東京	板橋	1981年 10月21日	2017年 3月29日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	373,035
138			新潟	新潟東	1988年 3月3日	2017年 3月16日		1名	未払い	111,294
139			島根	浜田	1989年 8月10日	2016年 7月26日		1名	未払い	522,665
140			鹿児島	奄美大島	1991年 7月5日	2016年 5月17日	1名	未払い	11,811	
141			静岡	浜松西	1999年 3月31日	2016年 7月21日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を国民年金の第3号被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	102,543
142			岐阜	岐阜南	1998年 1月14日	2016年 3月31日		1名	過払い	28,172
143			石川	小松	2007年 11月6日	2016年 3月31日		6名	過払い	654,321
144			新潟	新潟東	1997年 9月25日	2016年 5月6日		3名	過払い	229,437
145			新潟	三条	1993年 1月28日	2016年 3月14日		7名	過払い	445,605
146			大阪	堺東	1997年 11月6日	2016年 5月25日		7名	過払い	665,432
147			千葉	佐原	1993年 8月18日	2016年 2月25日		6名	過払い	458,225
148			福島	郡山	1998年 1月8日	2016年 6月7日		6名	過払い	487,784

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
149	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	1998年 7月10日	2016年 4月28日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を国民年金の第3号被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	77,159
150			埼玉	熊谷	2004年 2月16日	2016年 3月7日		3名	過払い	237,555
151			高知	南国	1997年 8月7日	2016年 4月29日		3名	過払い	266,394
152			宮城	仙台東	2010年 7月1日	2016年 6月6日		1名	過払い	109,314
153			愛知	中村	1996年 6月11日	2016年 5月25日		5名	過払い	161,438
154			京都	京都南	1986年 2月5日	2016年 11月1日		○年金相談センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
155			兵庫	豊岡	1985年 7月頃	2016年 10月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,917,042
156			北海道	小樽	1974年 5月31日	2017年 6月5日	○事務センターから連絡があり、配偶者が厚生年金に加入していることから本来国民年金の任意加入被保険者期間とすべき期間が強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。年金決定前のため、未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
157			滋賀	事務センター	1985年 12月12日	2017年 5月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	13,967
158			鹿児島	奄美大島	1983年 7月6日	2016年 4月5日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,183
159	福岡	東福岡	2006年 10月10日	2017年 2月22日	○機構本部から連絡があり、繰上げ請求の老齢基礎年金を受給している方が60歳以降に免除申請等を行い、免除申請等が遡及して承認された場合は、申請日の属する月の翌月から年金額を改定するところ、誤って受給権発生時から年金額の計算の基礎とし年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の過払いは発生しませんでした。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	なし	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
160	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2017年 5月18日	2017年 8月31日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	22,953
161			島根	浜田	1988年 11月頃	2016年 12月21日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,857,567
162			長野	伊那	1993年 5月20日	2015年 1月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,087,749
163	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 11月7日	2017年 12月12日	○担当部署において確認したところ、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	36,123
164			福井	事務センター	2017年 1月26日	2017年 9月27日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	912,535
165			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 3月30日	2017年 6月8日		1名	過払い	4,945,476
166			東京	東京広域 事務センター	2016年 6月16日	2016年 9月8日		1名	過払い	70,947
167			千葉	幕張	2016年 12月9日	2017年 2月10日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、委託社会保険労務士が65歳請求の年金請求書を受付したため、お客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	6,727,898
168			神奈川	事務センター	2016年 10月10日	2017年 4月4日	○年金事務所から連絡があり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	603,692

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
169	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年5月25日	2017年10月4日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足から特別支給の老齢厚生年金のみ決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の繰上げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,501
170			東京	目黒	2017年1月25日	2017年2月21日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ請求の時期を1ヶ月誤って繰下げ請求の年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金相談時及び年金決定時の繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
171		説明誤り	本部	年金給付部	2013年4月2日	2017年1月20日	○老齢基礎年金の繰上げ請求後に特例老齢農林年金の受給権が発生した場合は、過去に退職一時金の対象となった期間について退職一時金相当額を返還したとしても繰上げ支給の老齢基礎年金の額に反映されないことになっていますが、年金事務所における繰上げ請求受付時にその説明を漏らしている事象があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求の意思の再確認を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金事務所に対し特例老齢農林年金の受給資格を満たしている方が老齢基礎年金を繰上げ請求する場合の扱いについて周知しました。	7名	その他	2,421,383
172	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	1999年12月20日	2017年10月16日	○年金相談時の記録確認により、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	520,154
173			北海道	釧路	2012年2月6日	2016年7月29日	○お客様から問合せがあり、共済組合記録の確認不足により、本来、長期要件で遺族厚生年金を決定すべきところ、短期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	569,708
174			茨城	土浦	1997年2月27日	2015年4月2日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,492,782
175			静岡	掛川	2007年1月11日	2013年11月15日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	790,518
176			北海道	札幌北	2002年2月21日	2014年5月23日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	373,719
177			北海道	札幌北	1990年7月12日	2013年10月18日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	263,196

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
178	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	福島	1993年 2月18日	2016年 3月25日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,393,665
179			茨城	土浦	2006年 2月頃	2016年 1月25日	○担当部署において確認したところ、旧令共済組合記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,492,782
180	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2016年 7月8日	2017年 8月16日	○年金相談時の記録確認により、20歳前の傷病による障害基礎年金を決定すべきところ、誤って20歳以降の傷病による障害基礎年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って決定した障害基礎年金を取消し、20歳前の傷病による障害基礎年金を決定しました。なお、年金額に影響はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
181			本部	障害年金センター	2017年 6月29日	2017年 7月20日	○年金事務所から連絡があり、受付年月日を受給権発生年月日とする障害基礎年金について、正しい受付年月日で処理を行わなかったことから、年金の受給権発生年月日が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書の処理時には受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,017
182			兵庫	加古川	1983年 1月1日	2015年 10月1日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の戦時加算記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	133,588
183			群馬	高崎広域事務センター	2011年 10月20日	2011年 10月21日	○担当部署において確認したところ、障害年金の差止を解除すべきでない方に対し、誤って差止解除の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、差止解除の処理を行う時の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	922,513
184			東京	目黒	2017年 9月19日	2017年 9月21日	○担当部署において確認したところ、年金事務所で処理すべき所得状況届を誤って事務センターへ回付したことから、障害基礎年金の差止解除が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。差止解除の処理を速やかに行ったため、年金額に影響はありませんでした。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
185			東京	東京広域事務センター	2016年 10月5日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、所得状況届が提出済みにもかかわらず、確認不足から登録処理を漏らしたため年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するよう周知しました。	2名	未払い	650,080

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
186	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	小田原	2009年 6月1日	2012年 2月8日	○市町村から連絡があり、障害基礎年金の請求書を誤って処理不要としたことから、障害基礎年金の決定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,858,089
187	年金の支払時期等の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 1月17日	2017年 2月15日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	99,640
188			三重	尾鷲	2017年 1月18日	2017年 2月14日	○事務センターから連絡があり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	246,029
189	加給年金の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	1998年 7月頃	2017年 4月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	175,932
190			群馬	桐生	2002年 3月28日	2017年 4月20日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	111,300
191			福島	東北福島	1986年 9月14日	2017年 4月14日		1名	未払い	4,126,563
192			静岡	浜松西	1995年 6月12日	2017年 2月9日		1名	未払い	194,475
193			青森	弘前	2003年 2月6日	2017年 3月16日		1名	未払い	306,075
194			富山	富山	2003年 6月12日	2017年 2月13日		1名	未払い	232,460
195			山口	岩国	1999年 6月頃	2017年 1月10日		1名	未払い	197,923
196			北海道	釧路	1996年 7月4日	2017年 1月4日		1名	未払い	108,042
197			福岡	久留米	1998年 9月10日	2016年 8月31日		1名	未払い	50,162
198			大阪	吹田	1998年 6月11日	2016年 8月5日		1名	未払い	43,217

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
199	加給年金の誤り	確認・決定誤り	長野	伊那	1992年 7月30日	2014年 10月23日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	369,325
200			島根	浜田	2004年 10月22日	2016年 8月5日	○事務センターから連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	87,433
201			千葉	佐原	1989年 6月8日	2015年 4月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	696,775
202			福岡	東福岡	2000年 9月19日	2016年 12月22日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	3,862,959
203			茨城	土浦	2003年 10月7日	2016年 12月13日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談時の年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,994,193
204			本部	障害年金センター	2017年 8月24日	2017年 11月15日	○年金事務所から連絡があり、確認不足から子の登録を漏らしたため、加給年金額の加算を行ってなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に加給年金の対象となる子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,065,277
205	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2009年 3月31日	2017年 6月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	12,912

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
206	再裁定の誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	1998年 6月22日	2017年 2月16日	<p>○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、受給権者であるかどうかの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	754,240
207			秋田	秋田	1997年 1月20日	2016年 12月27日		1名	未払い	82,396
208			埼玉	所沢	1996年 4月11日	2016年 10月18日		1名	未払い	536,202
209			神奈川	藤沢	1996年 6月6日	2016年 5月16日		1名	未払い	350,745
210			神奈川	横浜南	2007年 8月2日	2016年 12月9日		1名	未払い	96,069
211			大阪	豊中	1995年 4月28日	2016年 4月27日		1名	未払い	2,366,121
212			秋田	秋田	2011年 5月16日	2017年 1月11日		1名	未払い	3,720
213			新潟	長岡	2010年 12月27日	2017年 2月20日		1名	未払い	15,438
214			京都	京都南	2008年 5月22日	2017年 1月23日		1名	未払い	6,429
215			山口	宇部	2009年 9月29日	2017年 1月30日		1名	未払い	17,383
216	山口	宇部	2011年 1月5日	2017年 1月30日	1名	未払い	14,242			
217	山口	宇部	2007年 10月1日	2017年 1月30日	1名	未払い	24,090			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
218	再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 7月20日	2017年 7月24日	○担当部署において確認したところ、記録訂正処理に伴い再裁定を行った際に、保留解除の処理が漏れていたため老齢年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定時の処理手順について再確認を行いました。	5名	未払い	1,009,769
219			香川	高松西	1991年 2月14日	2015年 8月17日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、在職支給停止の計算を誤り年金額を計算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,475
220	年金選択の誤り	確認・決定誤り	京都	下京	2001年 9月頃	2017年 6月23日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択申出書の確認不足により、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	934,920
221			香川	高松広域事務センター	2016年 12月8日	2017年 3月10日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択申出書の確認不足により、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,981
222			石川	金沢北	2016年 8月25日	2016年 10月24日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて年金受給選択申出書を受付した際に記載内容の確認が不足していたことから、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、お客様の意向を確認したところ年金選択の変更をご希望されませんでした。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
223			新潟	新潟西	2002年 11月2日	2015年 5月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,951,960
224			秋田	鷹巣	1994年 9月14日	2015年 10月16日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族厚生年金決定時の選択処理において、遺族厚生年金の支払いを誤って保留にしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	649,699

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
225	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2013年 1月7日	2017年 6月16日	○担当部署において確認したところ、年金受給選択申出書の処理時の確認不足から、旧三共済の退職年金と遺族共済年金を受給している場合、退職年金は本来半額支給停止になるべきところ、支給停止を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,688,452
226				福岡	南福岡	2000年 5月5日	2016年 3月15日	○機構本部から連絡があり、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
227	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	神奈川	事務センター	2017年 10月25日	2017年 11月15日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に委託業者が住所の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。住所の記載に誤りのある年金証書を回収し、正しい記載内容の年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
228	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 10月13日	2017年 10月26日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に預金種別等の確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	7名	未払い	197,719
229			神奈川	事務センター	2017年 10月13日	2017年 10月18日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に振込先口座のフリガナ等の確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	4名	未払い	113,655
230			新潟	新潟東	2017年 8月10日	2017年 10月17日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金請求書の受付時に振込先の金融機関の支店についての確認を誤ったことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	22,258
231			広島	広島広域事務センター	2017年 8月24日	2017年 10月13日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	116,922

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
232	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 9月15日	2017年 10月6日	○金融機関から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に支店コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	216,211
233		入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 8月24日	2017年 12月8日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	25,369
234			兵庫	事務センター	2017年 9月12日	2017年 11月13日	○金融機関から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	343,782
235			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 6月20日	2017年 11月2日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	28,581
236			香川	高松広域 事務センター	2017年 9月4日	2017年 10月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	21,742
237			青森	事務センター	2017年 11月10日	2017年 12月12日		1名	未払い	99,841
238			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 7月13日	2017年 10月17日		1名	未払い	36,953
239			東京	東京広域 事務センター	2017年 6月15日	2017年 10月17日	○年金事務所から連絡があり、年金請求書の処理時に口座名義人のフリガナの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	4名	未払い	80,032
240			香川	高松広域 事務センター	2016年 9月23日	2017年 2月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に預金種別の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	260,036

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
241	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	2017年 7月7日	2017年 10月24日	○お客様から問合せがあり、死亡年月日を誤って登録したことから、未払いの年金はないものと扱われ、未支給年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届・未支給年金請求書の処理時には戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	59,635
242			香川	高松広域 事務センター	2016年 11月16日	2017年 1月4日	○機構本部から連絡があり、死亡年月日を誤って登録したことから、未払いの年金はないものと扱われ、未支給年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届・未支給年金請求書の処理時には戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	95,826
243			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 7月7日	2017年 8月4日	○お客様から問合せがあり、不備があったため返戻されるはずの未支給年金請求書が未着となっているとの連絡があり、確認したところ返送先の住所の番地を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を提出いただき処理を行いました。既に死亡月まで年金が支払われていたため、未払いはありませんでした。 ●担当部署において、届書を送付する際の住所確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
244	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	茨城	水戸南	2009年 4月頃	2017年 5月11日	○年金相談時の記録確認により、確認不足から誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	435,849
245			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 8月30日	2017年 9月28日	○担当部署において確認したところ、年金記録の統合処理時に記録の一部を誤って登録したため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,967
246	年金見込額の誤り	説明誤り	東京	足立	2013年 1月23日	2017年 12月13日	○年金相談時の記録確認により、遺族厚生年金請求の相談時に試算方法を誤り、65歳以降の寡婦加算の額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、寡婦加算の支給要件について周知しました。	1名	なし	0
247	死亡一時金の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 7月6日	2017年 10月5日	○お客様から問合せがあり、死亡一時金請求書の処理時に振込先口座のフリガナの入力を誤ったため、死亡一時金の振込が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,000
248	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	山口	岩国	1982年 1月1日	2015年 9月7日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	133,200
249			北海道	岩見沢	1983年 7月1日	2015年 12月28日		1名	未払い	499,770

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
250	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	1982年 7月1日	2016年 7月7日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	34,000
251			島根	浜田	1980年 10月20日	2016年 8月1日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	35,690
252			埼玉	越谷	1978年 6月1日	2016年 2月23日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	35,810
253			北海道	札幌北	1978年 6月頃	2016年 12月8日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	182,385
254			東京	板橋	1976年 8月1日	2016年 10月25日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	205,600
255			宮崎	都城	2015年 7月24日	2017年 7月24日	○お客様から問合せがあり、議員であることの届出をいただいていたにもかかわらず、登録が漏れていたことから、年金の在職支給停止が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。登録処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、議員の届出の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	611,496
256			東京	青梅	2017年 6月7日	2017年 7月10日	○担当部署において確認したところ、受給権者である市町村議会議員に提出いただく必要がある議員報酬の届出について、確認不足から議会事務局及び市町村議会議員への案内を漏らしていたことにより、年金の在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者が議会事務局及び市町村議会議員にお詫びの上説明しました。議員報酬の届出を提出いただき、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、議員報酬の届出の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	17名	過払い	42,650
257			本部	年金給付部	2010年 1月頃	2014年 11月11日	○年金事務所から連絡があり、養育特例期間を有する年金の在職支給停止を行う際の年金額の計算時に必要な補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様について正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	6名	未払い	2,477,336

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
258	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2016年 4月4日	2017年 7月31日	○共済組合から連絡があり、老齢厚生年金が新規に裁定された方のうち議員である方については、議員の在職支給停止にかかる届出を提出いただく必要があるにもかかわらず、届出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。議員の在職支給停止にかかる届出を提出いただき、登録を行いました。 ●担当部署において、議員の在職支給停止にかかる届出についての確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
259	振替加算の説明誤り	説明誤り	青森	弘前	2017年 6月20日	2017年 8月28日	○機構本部から連絡があり、振替加算の加算のために加算開始事由該届届を受付する必要があるにもかかわらず、確認不足から加算開始事由該届の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。	1名	未払い	36,174
260			北海道	旭川	2017年 7月19日	2017年 10月5日	○機構本部から連絡があり、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならない方に対し、誤って加算されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の要件について再確認しました。	1名	なし	0
261			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 6月23日	2017年 8月10日	○年金請求時の記録確認により、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならない方に対し、誤って加算されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の要件について再確認しました。	1名	なし	0
262	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	広島	広島東	2016年 1月8日	2017年 1月31日	○年金相談時の確認により、過去の年金相談時にお渡しした年金請求書の受付控えに記載した基礎年金番号が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、記載に誤りのある受付控えを回収し、正しい記載の受付控えを交付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
263			神奈川	横浜南	2016年 1月28日	2016年 2月2日	○お客様から問合せがあり、年金の返納に関するお知らせを作成する際、返納額を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
264			本部	相談・サービス 推進部	2017年 9月27日	2017年 10月17日	○お客様から問合せがあり、お客様から送付依頼のあった扶養親族等申告書を送付したところ、用紙の一部が落丁していたことが判明しました。 ●担当部署から正しい申告書を再度お客様へ送付するとともに書面でお詫びしました。 ●担当部署において、届書を印刷する際は、印刷後のチェックを徹底するよう周知しました。	38名	なし	0
265	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	山梨	甲府	2017年 10月12日	2017年 10月16日	○市町村から連絡があり、封入封緘時の確認不足により、他の市町村に送付すべき年金関係の文書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方の市町村にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書を回収し、本来送付すべき市町村に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2市町村	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
266	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	福島	会津若松	2017年 9月21日	2017年 10月3日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき成年後見に関する登記事項証明書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した登記事項証明書を回収し、本来送付すべきお客様に登記事項証明書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
267			東京	東京広域 事務センター	2017年 5月11日	2017年 5月16日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき生計同一関係に関する申立書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した申立書を回収し、本来送付すべきお客様に申立書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
268			静岡	浜松東	2017年 10月25日	2017年 10月27日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき年金関係の文書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
269	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	長野	小諸	2016年 3月30日	2016年 5月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、他のお客様の年金記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金記録回答票を回収し、正しい年金記録回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
270			東京	八王子	2017年 11月6日	2017年 12月5日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
271			東京	江戸川	2017年 7月27日	2017年 10月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
272			富山	富山	2017年 11月13日	2017年 11月13日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
273	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	愛媛	宇和島	2017年 11月8日	2017年 11月8日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
274			神奈川	横浜西	2017年 10月5日	2017年 10月10日		2名	なし	0
275			東京	杉並	2017年 6月14日	2017年 8月28日		2名	なし	0
276	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	北海道	札幌北	2012年 12月5日	2015年 4月6日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い記録訂正の通知及び年金額仮計算書の提出を案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金額仮計算書を提出いただき、機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の年金額仮計算書の案内を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	95,204
277			本部	経営企画部	2017年 4月14日	2017年 10月5日		7名	なし	0
278			香川	高松広域 事務センター	2017年 1月11日	2017年 9月20日		1名	なし	0
279			新潟	新発田	2017年 2月28日	2017年 8月31日		3名	未払い	1,079
280			岡山	倉敷東	2017年 2月7日	2017年 6月27日		1名	未払い	65,011

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
281	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	小倉南	2014年 1月頃	2017年 1月12日	○お客様から問合せがあり、年金請求書が未処理のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に必要書類を提出いただき年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,333,846
282		受理後の書類管理誤り	長野	松本	2015年 7月9日	2017年 8月16日	○年金相談時の記録確認により、基礎年金番号重複取消届が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。基礎年金番号重複取消届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
283			神奈川	横浜南	2017年 6月22日	2017年 8月7日	○担当部署において確認したところ、繰下げ請求の年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	旧法に準じて年金額が計算された退職共済年金と遺族厚生年金を併給している場合の併給調整誤り	2007年4月1日	2014年9月17日	○遺族厚生年金の受給権者が、旧共済法に準じて年金額が計算された退職共済年金の受給権を有する場合の遺族厚生年金の支給額については、65歳到達以降、退職共済年金等の額に相当する部分を支給停止(先充て停止)するものとして取り扱っていましたが、いずれの年金を受給するか受給者が選択する取り扱いが正しいことが判明しました。 ●該当するお客様に、選択方法申出書をご提出いただき、お客様の希望する方法で併給調整を行いました。 ●平成30年1月、該当する全てのお客様について、日本年金機構において未払いとなっている年金のお支払い及び過払いとなった年金の返納手続きが完了しました。 ●当該事象の判明後、正しい法令解釈に基づき事務取扱の見直しを行い、全年金事務所に対し周知・徹底の上、再発防止を図りました。	47名	その他	81,051,733